

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月18日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年2月20日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年12月12日午後1時30分頃、大阪市北区西天満三丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 335,000円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年3月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年1月27日午前9時30分頃、奈良市五条畑一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方所有のごみ収集ボックスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 64,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月18日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年3月4日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年1月29日午前10時頃、奈良市大森町地内において発生した、本市の公用車のごみ置き場に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 64,800円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年2月6日午後6時頃、奈良市八条五丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ及びホイールが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 35,100円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年3月18日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

平成27年3月13日

奈良市長 仲川元庸

記

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年2月17日午前9時30分頃、奈良市二名平野一丁目地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 8,248円